

平成26年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」と言う。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の平成26年事業年度（平成26年4月1日～平成27年度3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下の通り報告する。

I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、平成26年度監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、横須賀本部及び各拠点において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システム及び運用状況

平成26事業年度は、第3期中長期目標の開始年度であり、国立研究開発法人という新たな制度の発足に向けた準備年度でもあったことから、これまでの研究部門を見直し、分野や領域を超えた総合的な研究を活性化するため大幅な改編を行うとともに、七つの中長期研究開発課題を設定し、組織横断的に推進する体制を新たに構築するなど、内部統制の充実、ガバナンスの強化に取り組んだ。また、改正通則法に基づく「内部統制システム」に関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 理事長及び役員の報酬は、職務内容の特性や業務の実績、参考となる他法人及び民間企業との比較などを考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当であると考え。また、職員の給与水準は、業務の実績や勤務成績等が反映されており妥当であると考え。なお、役職員の報酬・給与等については、機構のホームページにおいて適正に公表されている。

2 随意契約の適正化を含めた契約の状況については、両監事と外部委員からなる「契約監視委員会」において適正にチェックしており、公平性・透明性が確保され、合理的な調達が実施されている。なお、委員会の審議概要は機構のホームページにおいて公表されている。

3 保有資産の見直しは適宜適正に行われており、不要財産と認識されたものは国庫納付するなど適正に処理されている。

平成27年6月15日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事 他 谷 康

監 事 前 田 裕 子